

新クリーンセンター建設事業特別委員会

平成25年1月22日

葛城市議会

7. 調 査 案 件

所管事項の調査について

- (1) 諸般の報告について
- (2) その他

開 会 午前9時30分

川西委員長 それでは、ただいまの出席委員は10名で、定足数に達しておりますので、これより新クリーンセンター建設事業特別委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。大変各委員の皆様におかれましては、お忙しい中、また雨の中、ご出席をいただきましてありがとうございます。また、市長を初め、行政側の皆様もご苦労さまでございます。本日の委員会は、これまでの経過また今後の予定、また事業の進捗状況等について、理事者側より説明をいただきます。また、委員長としまして、各委員の皆様方にご相談したい件がありますので、よろしくお願いをしたいと思います。各委員の皆様のご協力をいただきまして、本委員会がスムーズに運びますことを重ねてお願いを申し上げまして開会のあいさつとさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、委員外議員の方が出席されております。中川議員、そして阿古議員、お2人でございますので、よろしくお願ひします。

一般の傍聴の申し出が2名あります。

お諮りいたします。一般の傍聴を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

川西委員長 ご異議なしと認めます。一般の傍聴の方の入室を許可します。

(傍聴人入室)

川西委員長 それでは、発言される場合は、必ず挙手をしていただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立していただき、発言されますようお願いを申し上げます。また、携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るかマナーモードに切りかえるようお願いを申し上げます。

それでは、当委員会の所管事項の調査案件について、諸般の報告についてを議題といたします。前回、12月14日開催の委員会では、役員改選以降初めての委員会ということで、新クリーンセンター建設についてのこれまでの経過や今後の予定などについて、進捗状況とあわせてご説明をいただきました。本日はまず、前回の委員会以降の事業の進捗状況について、理事者より説明を願ひしたいと思います。なお、お手元にお配りしております資料のうち、工事計画(案)の図面資料等につきましては、委員会終了後に回収をさせていただくということでございますので、ご理解をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひをいたします。

それでは、理事者側より説明をお願いいたします。

生野部長。

生野市民生活部長 おはようございます。市民生活部の生野でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、諸般の報告事項ということについて、報告させていただきたいと思ひます。

まず最初に、昨年12月14日に特別委員会を開催していただきました件について、概略等を報告させていただきたいと思ひます。

まず昨年7月より、8月、9月と3回入札公告を実施いたしまして、いずれも1社の参加

であったということで、中止をいたしたわけでございます。その中で、3回とも参加していただいた1社から12月5日に技術提案を受けまして、技術審査の審査委員会で十分対応できる技術の会社であるという判断をいたしたわけでございます。

その中で、12月14日開催の特別委員会で報告をさせていただき、契約に向けて協議をさせていただいた所存でございます。

続きまして、それに基づきまして、12月17日月曜日に県のくらし創造部の影山部長、上山次長、七尾次長ほか県職員3名と葛城市側といたしましては、私と芳野室長、巽補佐と技術提案に基づきまして、自然公園法による許認可についての協議を行った次第でございます。

主な内容といたしましては、自然公園法に基づいて、市としては、建築規模をどのように考えているのかというのが主な点でございました。市といたしましては、自然公園法を遵守し、なおかつ管理棟等につきましても当初協議より縮小をしたという説明を行っております。また焼却炉につきましても、旧新庄が52トン、旧當麻が20トンで計72トンの炉であったわけでございますが、新炉建設にいたしましては25トン2基で50トンに相なるわけでございます。

この大きさとして、葛城市としては必要最小限の規模の拡大と考える旨の説明をいたしました。それに基づいて、県の方からは最小限をもっと説明できるように、1社に見積依頼をするときに、一番性能がよくて、一番コンパクトになるような仕様書にするよという指導がございました。また、全国の過去5年間で施工されました葛城市と同等規模を調査し、それよりもコンパクトにするよという指導があったわけでございます。そのことで、過去の例よりもコンパクトにすることが、葛城市にとって必要最小限ではないかというご指導でございました。

それで、皆様方のお手元に同規模程度の最新施設の規模の比較表をお配りいたしておると思いますので、それをごらんいただきと思います。これにつきましては、過去5年間の調査の中で、環境省の方で調査いたしますと、平成21年からの分がこの4つの地区であったわけでございます。長野県と岐阜県、兵庫県の2つですね。それに基づきまして、さすがにこの葛城市と同等規模の50トンというのは見当たらなかったわけございまして、まずエコパーク寒川につきましては35トン、岐阜県の分については36トン、1つ西播磨につきましては、葛城市より大きい89トンなわけでございますので、これにつきましては、なかなか比較は無理かと思えます。そして、南但ごみ処理施設につきましては43トンということで、あとの3つの施設につきましては、いずれも葛城市の50トンを下回る炉でございます。それに、下回るわけでございますが、建築面積につきましては、一番小さい岐阜県の36トンの炉で2,344平方メートルということでございます。今、県の方に技術提案に基づいて、市の方が協議をいたしております葛城市の25トン炉2基の建築面積につきましては、今の段階では、1,960平方メートルを予定いたしておりますので、いずれもこの面積よりも小さくなっております。そして、参考ですが、右の方に工事業者の選定方式なり、予定価格なり、契約金額なり、落札率等を参考に示させていただいております。そういう指導があって、こういう調査を行ったわけでございます。次に、県の方は、竣工予定を葛城市は平成27年3月と計画しているよ

うだが、スケジュール表を早急に提出するよという指導があつて、1回目が終わったわけでございますが、何分スケジュール表を提出するにいたしましては、当然契約業務等が終つて、自然公園法の許認可業務等のこともありますので、このスケジュール表につきましては、契約が終り次第提出させていただきたいという旨の回答を県の方にさせていただいております。

続きまして、年が明けまして本年1月17日、先週になるわけですが、17日の木曜日に2回目の協議を行っております。協議いたしましたメンバーは1回目のメンバーと全く同じでございます。その中で、葛城市の説明といたしましては、技術提案なり、現在メーカーとの協議を行っておるわけでございますが、詰めた内容の協議までは非常に困難であると。その中で、自然公園法の許認可申請を早急に提出したいということは、常々県の方に申し出ておるわけでございますが、その中で、性能発注でもあるので早期に業者と契約をいたしたい旨の説明を行ったわけでございます。そして、県の方からは、葛城市として、今回の契約については、以前より説明のように手順を踏んでおられるが、協議内容なり、経過を十分にまとめておくよよとの指導がございました。また、反対運動等がある中で、県としてもしっかりとその件については対応していくとの回答をいただいております。また今後、十分協議をした上で、自然公園法による許可申請をするよよとのことであつたわけでございます。

よつて、その中で炉のメーカーと早急に契約をさせていただき、自然公園法の許可申請を6月には行いたいと考えております。6月と申しますのは、竣工日が一応予定といたしまして、平成27年3月ということでもあります。そしてまた、今現在、新庄クリーンセンターの方で、24時間焼却いたしておるわけでございますが、何分皆様方ご承知のように古い炉でございます。今年も年明けに2日間ですが、炉がとまったというようなこともございますので、早急に自然公園法の許可をいただいて工事に着手して平成27年3月完成に向けて精いっぱい努力いたしてまいりたいと思っております。

続きまして、これにつきましては参考でございますが、皆様方ご承知だとは思いますが、1月4日付で反対運動をされている住民9人の方が、国定公園内への建設は自然公園法に違反しているとして、知事に不許可を求める提訴をされました。昨日までには、まだ県の方に裁判所の方から訴状が届いておらない状況ですので、内容等詳しくはわかっておりませんが、県議会での代表質問の中で、知事の方が、平成6年にあつたわけでございますが、旧環境庁の通知は、新規建設に限り、建替えには適用されないという解釈をしてもらっております。県としても、今後しっかりと対応して決して敗訴するようなことはないよよ十分に頑張っていくよよこの返答を影山部長の方からいただいております。

以上、簡単でございますが、昨年12月14日に開催していただきました特別委員会以降の経過でございます。何分、契約をできるように皆様方のご協議をよろしく願ひいたします。

以上です。

川西委員長 それでは、ただいま部長の説明がございましたが、この説明に対しまして何か質問等はございませんでしょうか。

西川委員。

西川委員 今の説明に対して、質疑とかそういうふうなものではないんですけれども、いかにも、慎重に進めていただいているのは本当にありがたいことなんですけれども。今までの経過を言いますと、平成21年に初めて、新クリーンセンターの特別委員会を設置していただいたときの委員長を私、やらしていただいてまして、そのときにも、いろいろな、もともとから言うてますように、歓迎をしていただける施設じゃないということは、もともと議会としてもわかっております。ですから、その当時の委員長、副委員長また所管の委員長等で代表の方と2時間以上に及ぶ話し合いもさせていただきました。それであと、5階の第2委員会室へも来られて、そのときの対応もさせていただきました。そして、いろんな議会に対する考え方を問われたんで、それに対する返答もさせていただきました。そのほか、環境アセスまた近くには古い文化財遺跡があるということで、その専門の先生にも調査をしていただいて、丁寧に対応してきた経過もございます。行政は行政でいろいろと反対の意見をされてる委員の方々の意見を聞くということで市長を筆頭にいろいろと意見を聞かれた、その経過もございます。

そういうふうな中で、議会としてもしっかりとこれを進めていかないかということで議決をして、予算も通していつている経過、委員会も決議し、通していつている経過がございます。その中で、今最近になっていろいろな心配をしていただく県議会の、この前の委員会でも言いましたけれども、県議会の方で心配をしていただく意見も出ましたけれども、そのときにしっかりとその心配をしていただいている先生方が、どういうふうな対応を葛城市がしてきたかというのを調査しに来ていただいたかということをお尋ねしたら、そんなことはない。そういうふうな返答でございまして、葛城市民の本当に生活をしていく基本的な施設でございまして、それを今、経済面も、そして新たに土地を購入するというのではなしに當麻町時代に建設をしていただいた、そういうふうな僕らとしてはその当時その住民の方々の話し合いもあったと。それにまた新たに大字と協定もしていただいて、話し合いもしていただいたと。そういうふうな施設でございまして、自然公園法というのがあるのはもちろんわかっておりましたけれども、その施設については旧来の形で許可をしていただけるといふふうなことで進めてまいりました。

そして、今その間、いろいろとごみの処理を新庄のクリーンセンターで24時間、本当にこれは無理をしていると思います。そうせんと、ほかへごみの処理を委託するというのになると、相当大きな費用負担が出てくるということで、笛堂地区の方々にご迷惑をおかけするんですけれども、24時間の操業をさせていただいて、今現在、市民の生活の基本的な人間生活というんですか、それを営んでいただいているんですけれども。これ、薄氷を踏むような思いでございまして、そのことをきっちり認識をしていただいて、今後これは議会としても議決してきた責任もございまして、大いに行政側、いろいろと懸念をされる部分はございましょうけれども、入札に関しましても、何社か呼びかけてしても1社しか応札ない、また入札要件を緩和して再度呼びかけても1社しかないというふうな中で、もうそろそろ踏

み切っていたかんと、いつ何どき炉がストップしてしまうかわからんというふうな状況の中で、まだ県の方はいろいろ検討するとか何やとか聞いていると、なかなか前向いて進まんというふうなことを懸念いたしておりますので。委員長、すいませんがこの行政側に、はっきりと契約を早いことやって、そして早いこと道筋をつけていただきたいと。ついてるようについてませんので、議会として、議長も今委員としておられますので、しっかりと行政側に議会として決議をしていただいて、その旨を行政の長に議会の思いをしっかりと見せていただきたい。

そして、県の対応は今に始まったわけでございませぬので、そのことについては、県議会の先生方、いろいろと懸念があるのであればちゃんと特別委員会もございませぬので、議会として対応すると言うてるんですから、その意見を聞きに来られたらええわけでございませぬが、あくまでもその判断をしていただくのは県そのものでございませぬので、知事に早いこと決断、許可をしていただくような意見書もあわせて議会として決議をしていただきたいというふうに思っておるんございませぬ。そうでないと、市民生活そのものが大きな支障を来すというふうに思っております。

3.11があつて、早いことせんと皆やっぱり今政権がかわつて、復旧・復興に力を入れていくということは、まずその処理をする業者の数、また具体的な人数が足らんというふうなことになってから、うちの体制がいやこの技術者が向こう行つておらんとか何やとかそんなふうなことにならんように早いこと、これ、次、説明をしていただくいうんですけれども、まず議会として業者さんの説明を受けるに際しても、そこらをしっかりと決めておいていただかんと、なかなか、後でいやいや遅かつたからこんな体制しか整いませぬねんというふうな話にならんように、早いこと、県も行政もしっかりと早い時期に、早急に前向いていく具体的な話し合いができるような体制をとっていただきたいということを議会として議決をしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひを申し上げます。

行政側の今部長の話については、それはもう努力していただいているんで、それも大いにこれから努力をしていただきたいと、こういうふうに思っております。

以上でございます。

川西委員長 私、先ほど各委員の方にご相談したい件があると言つてましたことが、全くこのことなんでございませぬ。

西川委員が今おっしゃつたとおりなんですけども、実は先日18日に春木副委員長とともに新庄クリーンセンターに視察に行つてまいりました。正月明けのために、ごみがピットの天井に半分近く山積みされてるというような状況で、私もこんなごみの多いの初めて見ました。話をお聞きするとピットにも入らなくて、外にもしばらくの間積んでおつたんだというお話をお聞きしてまいりました。また、今も西川委員おっしゃいましたように、24時間燃やしているというような状況であっても、なかなか減らないというのが現状のようでした。

それともう1点、焼却炉なんですけども、これも昭和47年に建設をされております。ですから、41年が経過をしているという状況でした。これはいつ何どき故障したり、変になつて

もし、焼却炉が使えなくなるのではないかというように非常に不安を感じて帰ってまいりました。

また現状、私の進め方のミスもございまして、新クリーンセンターの建設事業も約4、5カ月間おくらせているという状況であるというふうに判断できます。一日も早く新クリーンセンターを建設することが、やはり市民生活に影響を与えない、このことが一番大事であるのではないかというふうに私自身考えております。

ここで各委員のご意見をお伺いしたいと思うんですけれども、この点につきまして、皆さんに意見をお聞きしたいと思います、いかがでしょうか。

西井委員。

西井委員 先ほど西川委員がおっしゃったように、當麻地区のいろんな危惧される方々も、議会としても、丁寧に説明させてもろうてと。また葛城市民全体の中で、焼却炉というのは大変必要やというのはだれしも同じ認識。また、笛堂の方で24時間という体制でご迷惑かけて燃やすのに協力してもろうてのわけです。それがまた期間が延びたりすることをやったら、炉がつぶれるという危惧もございまして、また延びれば延びるほど、笛堂の方とのお話し合いも。そんなもんで、計画あつてずらずら延びていくようなことがあれば、市民自身もごみ行政は大丈夫かという大多数の危惧を抱かれるもんやと思います。やはり、県としても認可の形についてももうちょっとけつをたたくために、我々議会としてもやはりこれは手順は間違いなく踏んでるんやと。そういうことを県にも示し、期日にできるだけ間に合うように努力するというのは市民の思いの代表で我々もあると思いますので、どうか今西川委員がおっしゃったように、スムーズに進めていくという形には、いろんな形で努力すべきところは、十分努力したいというのは皆さんの思いだと思いますが、私個人としてもそのように思います。どうぞ進めてもらいたいと、かように思います。

川西委員長 はい、わかりました。ありがとうございます。

ほかにございませんか。

下村委員。

下村委員 同じような意見になると思うんですけれども、私もこの件に関しては平成21年でしたか、エネルギー回収施設整備事業特別委員会、そのときも委員長をやらせていただいて、いろいろ理事者の方は、気を使いながら今まで来たと思うんです。

平成22年には、地元のアンケートということで私もその結果にびっくりしたんですけれども、賛同者というのが四百何名と。で、反対は七十何名でしたか、そういう結果が出て、當麻大字の中で、いろんな意見は聞いたんですけれども、我々議会、委員としても、また理事者としてもその結果を尊重しながら、今まで来たというような経過があると思うんです。今になって、新聞にも出てましたけれども、自然公園法で知事の認可が要ということで、今、これが最終になるのかどうかは知りませんが、非常に時間がかかっているという現実があります。

今、西川委員が提案されましたこの議会で決議書なり、県の方に知事あてに何とかうまく

いくような方法で決議書を作成して、県の方に提出していただきたいというのは私の気持ちでもありますので、そういうことをここで述べさせていただきたいと思います。

以上です。

川西委員長 はい、わかりました。

ほかにございませんか。

南委員。

南 委員 皆さんと同じような意見になると思うんですけども、平成22年からこの話が出てきて、もう今平成25年と。で、この間いろいろと協議もあったし、入札もしてきたんですけど、1社しかないということですと来ていると。じゃ、これあと1年たっても2年たっても入札業者がほかに2、3社でも出てくるんかといえば、これはまだわからないんですけども。もう1社なら1社で、先ほど生野部長の話を知ると、この1者でもしっかりした説明があったと、技術的にも問題ないんじゃないかというような話もございましたので、やはりこれは早急にぼちぼちそういうところから決めていただかないと、ずるずる延びていくと、延びていくほど、ほかの問題がまた出てくるんじゃないかなと、このように私危惧しますので、できる限り、入札業者1社なら1社でも技術的に問題がなければ、もうそれに踏み切っただいて物事を早く進めていただきたい。そうやないと、私は遅くなれば遅くなるほど、やっぱり何かまた問題が出てくるような感じがしますので、できるだけ早くしていただきたいと、これは私は思うわけです。

以上です。

川西委員長 はい、わかりました。

ほかにございませんか。

赤井委員。

赤井委員 私も結局できるだけ早くやるということは、後々問題が起きてきてからやるのではもう到底遅くなると思いますので、早急に何事も進めていただきたいと、かように思います。

川西委員長 はい、わかりました。

ほかにございませんか。

吉村委員。

吉村委員 皆さんの意見、すごくよくわかるんですけども、最初の説明の方の仕方が當麻の住民の方とのボタンのかけ違いになってるんじゃないかというふうに思うんですね。今、提訴されてますけれども、これ部長の説明ありましたけれども、県の方が本当にこれを許可するのか。ある程度許可をして、反対派の住民の方にもある程度納得していただかないとちょっと問題が残るんじゃないかなというふうに。確かに、急いで進めなければならない施設ですけども、これだけの方が反対されてるということで、県の方も先ほども言っていますように、反対側の人にも納得できるような答えを出していただくということが重要ではないかなと思いますけれども。

川西委員長 ほかにございませんか。

寺田委員。

寺田委員 委員の立場として、意見を申し上げたいと思うんですが、私も平成22年から民生あるいはクリーンセンターということで、ずっと携わってまいりました。この施設は、やっぱり市民生活に直結する施設でございまして、これをないがしろあるいは先延ばししますと、だれが一番迷惑になるのかということになりますと、市民の方が一番迷惑になると。事細かく、説明は、西川委員に言うていただいたんで、私言いませんが、これが一番迷惑になるのは市民やということを中心に決めて、早いことこれは私委員としてですよ、早いこと結論を出していただいて、市に決議書なりあるいは県に意見書なりというお願いをして、一日も早い完成を目指して市民に迷惑がかからんように前向いて行ってほしいというのが私の願いでございます。

で、立場が変わって議長の立場にしますと、これは早急に解決してほしい立場でございしますが、いろいろと意見もございしますので、議会としても意見を取り上げて早急にこのことに対して、議長の立場としても解決していきたいという気持ちでおりますので、よろしく願いしたいと思います。

川西委員長 はい、ありがとうございます。

ほかにもございませんか。あと、岡本委員まだご発言ないようですけど。どうぞ。

岡本委員 私も9月のときに申し上げましたとおり、やっぱり1社しかないということになると、前のとき言いましたように、2回目のときにやっぱり2社といわず1社にでもしたらどうかという話をしとるわけですので。皆さん方から意見出ておりますように、反対者の方もおられると思いますけども、話は話として、やはり新庄の炉が危ないということは、みんなご存じだと思います。ですから、早く業者を決めた中で進めるべきは進めるべきやと。私は9月の前から言うとするわけですから。やっぱり早急に進めるべきは進めるということで私はお願いしたいと思っております。

川西委員長 はい、わかりました。

副委員長、どうぞ。

春木副委員長 委員長と副委員長の事前の打ち合わせでも意見を申し上げているんですけども、当然ここに至ってはしっかりと契約を早くし、そして県に対して図面をもって申請をしてもらって県のおっしゃるような最小限の面積にすると、そういう作業を業者とともにやらないと全く進まないわけで、今部長の報告聞いていましたら、そのことについても2回にわたって詳細な打ち合わせをして、何とかやっていけると、こういう見通しのもとにきょうのご発言があったと思うので、それはそれで早急に業者と前の委員会でも説明あったように、3回にわたって入札をし、ほかに残念ながら1社しか提案がなかったと。しかもその1社も十分技術的に信頼できるという調査結果を出してもらってるので、もうその契約はしてもらって、具体的な自然公園法を十分クリアした形で設計をつくり上げていただく。こういう点では皆さんの気持ちと全く同じです。

ただですね、やっぱり心配なのは価格も全部発表しておりますので、できるだけその値段

がどうなるかこの辺は行政の手腕にお願いをするしかないわけですが、それはそれで行政の方も十分心得ておられると思うんですけど、より一層努力を改めてお願いしたいというふうに思います。それと、後々、やはりアセスメントもしっかりしてもらっておりますので、きっちりと環境をよくするための努力を、当然大字の方もそういうことを望んでおられるわけですし、一緒になって忘れることなく環境面での配慮をより一層お願いをしたいというふうに思います。

以上です。

川西委員長 はい、ありがとうございます。

じゃ、市長の方向かありますか。ちょっと待ってください。

今、各委員の皆さんのご意見をお聞きいたしました。お聞きした結果、早急にやはり市長に対して決議書、また知事に対して意見書等を提出するよという意見が大半であったというふうに思います。それで、行政側の方とまた副委員長ともご相談をしながら来週中には案をまとめますので、皆さんにまた見ていただいてこれでいいとなったらそういった形で進めたいと思っております。

予定としまして、きょう22日ですから、来週の29日火曜日なんですけども、この日にまたもう一度協議会を開かせていただきまして、内容等見ていただいた上で、皆さんのご署名等もいただいて、提出をしたいとこのように考えておりますので、どうかご協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

それでは市長、どうぞ。

山下市長 今、皆さん方からさまざまなご意見を西川委員を初め、それに対して皆さん方からの改めてのご発言を承りまして、先ほど部長が申し上げましたとおり、行政としては、県と一歩ずつ先に進むように協議を重ねてきております。また、1月の早々に私も正副議長とともに知事のところに参りまして、この建設についてのお願いをしてまいりました。知事からの発言は、当然自然公園法の問題、しっかりとクリアしているというふうに考えているが、手続をしっかりととりながら、前向きにもう一度言いますけれども前向きに進めていきたいという力強いご発言でございました。それを受けて各部署の影山部長なり皆さん方が動いてくださってるというふうに感じております。今、皆さんからいただいたご意見しっかりと受けとめさせていただきながら、できるだけ早くこの事業をしっかりと進められるように、努力をしてまいりたいというふうに思いますので、ぜひ皆さん方のご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

川西委員長 はい、ありがとうございます。

それでは、ここで委員外議員の発言の申し出があれば許可いたしますが、いかがでしょうか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

川西委員長 ないようでしたら、これをもちまして、本日の新クリーンセンター建設事業特別委員

会を閉会とさせていただきます。

閉 会 午前10時09分

委員会条例第27条の規定によりここに署名する。

新クリーンセンター建設事業特別委員会委員長 川西 茂一